

人材育成実施計画

背景

地方自治体では、高齢化・少子化問題への対応に加え、住民意識の多様化・高次元化への対応、地域全体や広域的視点に立った地域情報化対策、地域産業構造の確立、さらには地球規模での環境問題など、戦略的な発想による施策展開が必要であり、新たな地域活性化方策が求められています。

さらに、地方分権、地方行政改革の推進が叫ばれる今、地方自治体が自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが大きな行政課題となっています。これらさまざまな諸問題に取り組む職員一人ひとりには、時代の大きな流れや地域性など多面的な視野が必要となってきます。

また平成9年11月には「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」が各地方公共団体に対し示されています。この策定指針では、

人材育成の目的の明確化
職員研修の充実、多様化

学習的風土づくり等の総合的取組の推進
人材育成推進体制の整備等

が具体的な留意・検討事項として掲げられています。さらに、平成13年には公務員制度改革大綱が閣議決定され、能力等級制、成果主義などを基礎とした新人事制度の確立を求めています。

このような背景の中で、本業務では職員の能力開発・人材育成における基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいた具体的な人材育成実施計画を策定することにより、これからの人材育成を効率的・効果的に展開し、新たな時代に適応できる「まちづくり」「人づくり」の実現に寄与することを目的とします。

視点

視点1 人材育成の目的の明確化

地域の特性や将来像、今後の行政のあり方等を踏まえながら、人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像について明らかにするとともに、具体的な能力要件をも提示することを検討します。

視点2 総合的な取組みの推進

人材育成を実効あるものとするために、職場におけるあらゆる機会を活用していけるような学習的風土づくりを行い、他の人事制度などとも連携させる総合的・系統的な計画策定を行います。

視点3 効果的な研修技法の組み合わせ

さまざまな研修技法を有機的に組み合わせ、現状に則した効果的かつ効率的な能力開発を推進できるような計画策定を行い、全職員が意欲的に取組めるように、研修制度の充実、多様化を図ります。

視点4 人材育成推進体制の整備と意識改革

人材育成を効果的に推進するためには、首長のリーダーシップや、管理監督者の自覚、適切な取組みが不可欠な要因となります。人材育成推進の基盤を整えるとともに、計画策定の過程においてこれら管理監督者の意識を高めます。

ステップ

本計画は、次のステップに沿って策定します。

